



18-21-1

昭和二十年九月二十九日

# 説明資料送付ニ関スル件

国立公文書館	
分類	③ ④
	3 A
排架番号	15
	18-21-1

18-21-1

課長

係長

庶務係長

特別高等警察第四三號

昭和二十一年九月二十九日

内務省警保局保安課長



警視廳特高部長 敬啟  
大阪府治安部長 敬啟  
各廳府縣警察部長 敬啟

刑事課長

説明資料送附ニ関スル件

マツクアーサー司令部ノ要求ニ依リ特別高等警察  
ノ機能ニ就テ別紙ノ通り説明致シ置キ候條聯合  
軍出先當局等ヨリ貴廳ニ對シ説明ヲ求メラレタ  
ル際ニハ右御參考ニ洵也ラレ度

SHIPPING ADVICE#  
SACK #  
ITEM # 38



特別高等警察の機能に就いて

一 概 概

(一) 特別高等警察(外事検閲警察を包含)は刑事警察、治安警察、交通警察、経済警察等と同様に警察の一分野である。機能的にも金警察組織の一部門を為して居る。

(二) 従つて特別高等警察(外事検閲警察を包含)は従事する警察官は他の部門に於けると同様に犯罪豫防、治安の治安確保の爲の豫防的職務に關しては内務大臣、地方長官、警察署長の指揮命令を受け、犯罪捜査検査等に關しては邊境検事の指揮命令を受け、又その身分より地位に於ける

RESTRICTED

WDC No 426799 Team D

Scanner \_\_\_\_\_

Index No. \_\_\_\_\_

Handwritten mimeographed loose-bound sheets, "Explanation of the Function of the Special Higher Police,"  
of the Peace Section, Police Bureau, Department  
of Home Affairs, 1945.

*in file*

RESTRICTED

全く一般警察官と同様内務大臣——地方长官——警察署長の監督に服して居る。

(三) 特別高等警察の職務には一般外勤警察官に代り他の部門に於けると同様に各廳府縣及警察署に若干の専務警察官を配置して居る。専務警察官は本人の適不適その他事務の都合に應じ隨時他の部門の専務警察官或は一般外勤警察官と交代せしめらる。高専務警察官は一般警察官と同様制服を着用する事は勿論であるが職務執行の便宜の爲私服着用を許されてゐる。

(四) 特別高等警察の機構として内務省警察講習所に保安外事検閲

の三課があり各總務照警察部は特高課のあり各警察署に特高係がある但し警視廳に於ては總監の下に寺川行次郎の警視廳第一課、特高第二課、外事課、檢閲課、大阪府に於ては警察局長の下に沼井部（特高第一課、特高第二課、外事課）が特に設置せられ一般府縣の特高課の後割を分掌して居る外北海道、神奈川県、兵庫、福岡、長崎にも特高課と別、外事課が設けられてゐる。又少數の警察署に於ては特高係と別に外事係を設置してゐる。

二、職 務

特別高等警察の職務は大要左の通りである。



保安課關係

(一) 國体を覆葺し私有財産制を否認せしむる左翼、右翼攪乱行爲の取締

「治安維持法」に據る後つゝ左翼容疑者の演説は同法第二章の規定に依り必ず検事の令状を以て執行せらる。

(二) 極端な国家主義思想抱持者(右翼)の暴行爲の取締  
「刑法」「戦時刑事特別法」(近く廢止の見込)に據る。

(三) 言論集會、結社の取締  
「治安警察法」「言論出版集會結社等臨時取締法」(近く廢止の見込)に據る。

(四) 治安維持の爲必要なる情報蒐集

外事課関係

(一) 外國人の生命財産の保護、便宜供與

(二) 外國人の入國、滞在、退去に関する手續法規の實施

内務省令「外國人の入國、滞在及退去等に関する件」(近く改正又は廢止の見込) 内務省令「外國人の旅行等に関する臨時措置令」(既に廢止也)

(三) 防諜指導取締

國防保安法に基き外國人、邦人を問はず諜報、宣傳、謀略等所謂スパイ行為の防止又は取締(但し容疑者の検査は同法

第二章の規定に依り必ず検事局の請書に依り執行せしむるを爲し来るが戦争終結に因り之の必要性解消せしむるを以て現在に於ては之等の取締りを爲し居らる。

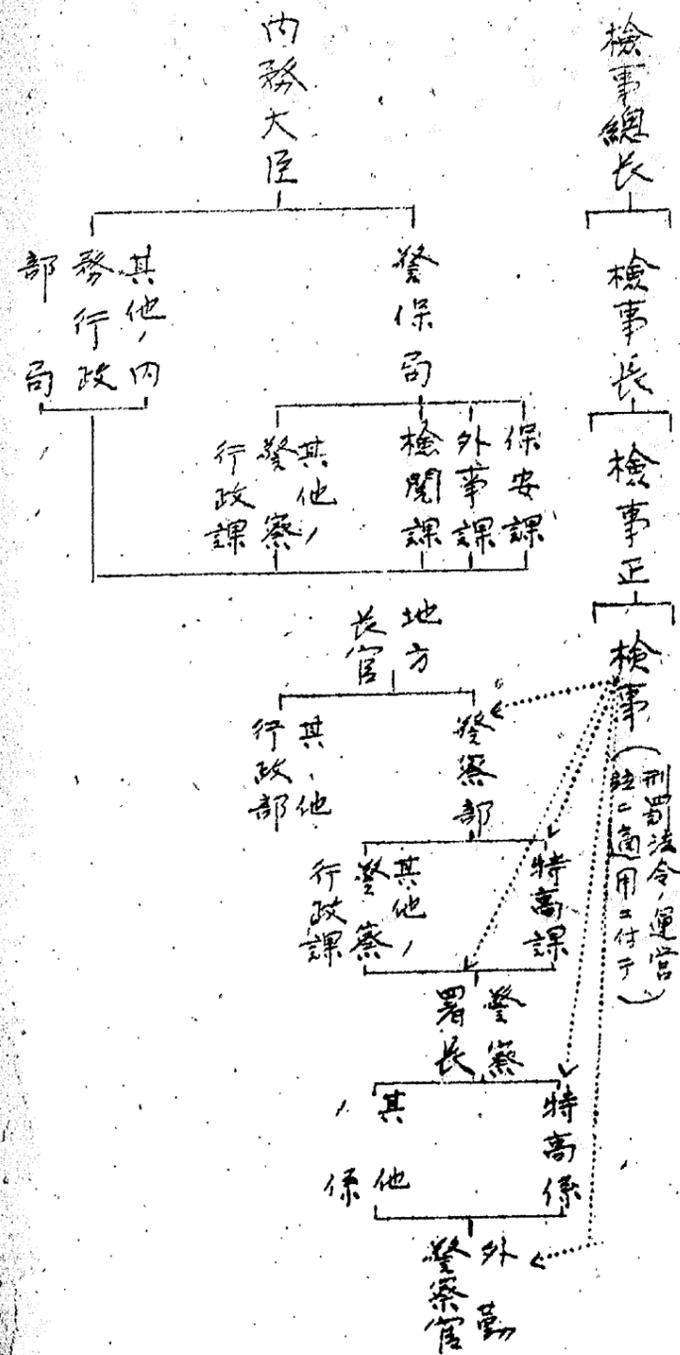
(四) 聯合軍進駐後に於ては

進駐軍に關する中央地方の情報、連絡、設營、其他の便宜供與内外人接觸に依り治安問題に付終戦連絡事務局との連絡

検閲課關係

文書、圖画に依り言論取締

「新聞紙法」「出版法」「不穩文書臨時取締法」に據る。



一般府縣の機構を圖解して見れば

SHIPPING ADVICE# \_\_\_\_\_  
SACK # \_\_\_\_\_  
ITEM # 38